

平成30年

区民委員会会議録

とき 平成30年7月2日

品川区議会

平成30年 品川区議会区民委員会

日 時 平成30年7月2日(月) 午前10時00分～午前11時13分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 本多健信君	副委員長 浅野ひろゆき君
	委員 渡辺裕一君	委員 のだて稔史君
	委員 大倉たかひろ君	委員 藤原正則君
	委員 田中さやか君	

出席説明員	堀越地域振興部長	伊崎地域活動課長
	遠藤協働・国際担当課長	菅生活安全担当課長
	提坂戸籍住民課長	山崎商業・ものづくり課長
	安藤文化スポーツ振興部長	立川文化観光課長
	池田スポーツ推進課長	辻オリンピック・パラリンピック準備課長

○午前10時00分開会

○本多委員長

ただいまから区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してあります審査・調査予定表のとおり、議案審査、所管事務調査について、およびその他と進めてまいります。なお、総務委員会での議案審査のため、商業・ものづくり課長が一時離席されますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

日程に入ります前に、前回6月11日の委員会におけるオリンピック・パラリンピック準備課の事務事業概要の説明について、理事者より答弁の訂正を求められておりますので、本件について理事者よりご説明願います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

私から、前回の事務事業概要の説明の際の答弁についての訂正をさせていただきます。前回、職員配置についてご質問いただきました。その際に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣人数について、変更なしとお答えしたのですが、そちらを訂正させていただきます。正しくは、平成29年度が8人、今年度平成30年度が10人で、2人増でございます。訂正させていただきます。

○本多委員長

説明が終わりました。ただいま申し出のありました発言の訂正につきましては、会議規則第116条の規定を準用し、これを許可します。

以上で本件を終了いたします。

1 議案審査

(1) 第47号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

○本多委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

まず、(1)第47号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○堤坂戸籍住民課長

それでは私からは、第47号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この条例改正は、印鑑登録の制度につきまして、区民の皆様の利便性を図ることが一番の目的でございます。次に利便性の向上とあわせて、事務の効率化を図っていくことを目的としたものでございます。

では、お手元の区民委員会資料をご覧ください。まず、項番1の改正内容でございます。(1)個人番号カードと印鑑登録証の一元化でございますが、従来、印鑑登録をした方には、ラミネート加工をした印鑑登録証を交付してまいりました。昨今、クレジットカードですとか、ポイントカード、病院の診察券等、さまざまなカードを区民の皆様がお持ちかと思えます。その中で、今後個人番号カードをお持ちの方が、その個人番号カードを印鑑登録証としても利用したいとお申し出があった場合、印鑑登録証を交付しない形で一元化処理をさせていただくものでございます。

次に、(2)の印鑑登録原票の電子化でございます。現在、印鑑登録の事務を行うにあたりまして、印鑑登録原票については紙媒体で保存を行っております。この原票には、登録番号、登録年月日、氏名、生

年月日、住所、それから登録した印鑑の印影等を記載しておりますが、こちらを今後、磁気ディスクをもって調製し、印鑑登録原票の正本として保存していくものでございます。

次に、項番2の改正理由をご説明いたします。まず、個人番号カードと印鑑登録証の一元化でございますが、個人番号カードと印鑑登録証を兼ねることで、希望される方にとっては、ご自身が所持するカードを集約することができる。それから、従来は印鑑登録証を大事にしまい過ぎて、見当たらないなどの理由で新規に登録し直していただくとか、ご家族で複数の方が印鑑登録をしている場合で、どの印鑑登録証が誰のものかわからなくなったとのケースがございまして、お手間をかけておりましたが、今後は個人番号カードをご本人が持っていれば、いつでもご本人の確認書類として使えますし、全国の主なコンビニで早朝から深夜まで、100円安く印鑑証明書等をとっていただける。そして、コンビニ交付の利用促進を図ることで、窓口の混雑緩和にもつながるという理由で、条例改正をさせていただくものです。

次に、印鑑登録原票の電子化でございますけれども、印鑑証明書につきましては、不動産の取引、自動車購入時の登録、公正証書の作成等の手続の際に用いられる証明書です。それに伴い、印鑑登録をしているご本人から、印鑑登録をしているか否か、あるいは登録した印鑑について等々、さまざまなお問い合わせを受けるケースがございまして、それらの問い合わせにつきましては、直接来庁していただいて対応しておりますけれども、その際、迅速に対応するには、倉庫に保管している原票を探し出すよりも、磁気ディスクで管理しているほうが効率的に処理できまして、お客様対応の向上を図れるということ。それから、原票は従来、倉庫に保管してきたわけですが、倉庫のスペースにも限りがございまして、電子化に移行することで保管スペースを減らし、倉庫の有効活用を図るために行うものでございます。

一元化と電子化の細かい部分につきましては、お手元の品川区印鑑条例の新旧対照表でお示しさせていただいております。主なところといたしましては、印鑑登録原票の電子化につきましては、新旧対照表の3ページの第8条第2項、個人番号カードと印鑑登録証の一元化につきましては、同じく3ページの一番下から4ページにかけて、新たに追加した第9条の2、個人番号カードによる印鑑登録証のところに記載させていただいております。ほかの部分を含めまして、改正部分は赤字で記載させていただいております。

次に、項番3、施行期日については、平成30年9月1日でございます。ただし、9月1日は土曜日でございますので、実質的には9月2日の日曜開庁窓口から、個人番号カードと印鑑登録証の一元化の受付をスタートします。なお、電子化のほうは公布日より施行となります。

最後に、項番4の一元化の取扱窓口でございますけれども、区役所本庁舎戸籍住民課と、13地域センターのうち現在印鑑登録事務を行っている品川第一、大崎第一、大井第一、荏原第一、荏原第四、そして八潮の6地域センターで取扱いを行わせていただきます。

○本多委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

改めてというところもありますけれども、新たに印鑑登録証をつくる人というのは、全員一元化されて1つのカードになってしまうのかということを確認させていただきたいと思います。

あと、今ご説明があった中で、申し出があった場合というお話でしたけれども、実際、窓口ではどういった説明がされるのかということも伺いたいと思います。

そして、マイナンバーカードと印鑑登録証がリンクして、情報が芋づる式的に得られるようになってしまうということになるのか、そこを伺いたと思います。

○提坂戸籍住民課長

今後印鑑登録をされる方全員が、個人番号カードと印鑑登録証を一元化するのかというお尋ねでございますけれども、これはあくまでもご本人様の希望ということで、マイナンバーカードをお持ちの方で希望される方に限って、個人番号カードと印鑑登録証を集約し、一元化させていただくものでございます。

申し出があった場合ということで、今ご説明したとおりですけれども、申し出があった場合に限って、一元化をさせていただきます。

最後に、マイナンバーカードと印鑑登録証がリンクして芋づる式的に情報が引き出されるのではないかとこのお尋ねでございますけれども、印鑑登録につきましては、マイナンバーカードの情報を引き出して何かするとか、そういうことでは全くございませんで、マイナンバーカードのICチップの部分に、いろいろな場面で活用できる空き部分というところがございまして、その空き部分を活用して、印鑑登録の情報をそこに埋め込むということで、芋づる式的に情報が引き出されるとか、そういうことは決してございません。

○のだて委員

希望者の方がカードを一元化できるということで、申し出があったときの窓口での対応というのが、申請書自体が、1つになってまず最初に出されるような形にならないかというところを危惧しております。そこをしっかりと、選べるのだということを説明することになるのか、そこを確認させていただきたいと思っております。

あと、マイナンバーと印鑑登録証がリンクすることはないと。空きスペースを使ってやるということで、改めてになりますけれども、そうすると、印鑑登録証の情報を引き出したときに、マイナンバーの情報が出てくるということはないということではよろしいかということと、空き部分というのがどのくらいあるのですか。例えば、全体容量が何バイトとか、マイナンバー情報が何バイトで、印鑑登録証が何バイト使われているとか、具体的な形で教えていただければと思います。

○提坂戸籍住民課長

まず、窓口で印鑑登録を希望される方がいらっしゃった場合、もちろん、個人番号カードをお持ちということが前提でございますけれども、その場合、一元化できるということをご説明させていただいて、お近くのコンビニで早朝から深夜まで、100円安く印鑑証明書が取れるということを説明させていただいた上で、ご了承いただいた方に限って、一元化のお申し出を受けるものでございます。

希望される方については、印鑑登録の申請書とは別に、利用届という書類を一筆書いていただく予定でございます。一元化をするにあたっての利用届ということなんです。

あと、先ほどの繰り返しになりますけれども、印鑑登録の情報についてマイナンバーカードを利用するものであって、ほかのマイナンバーの情報が引き出されるものでは決してございません。

あと、空き部分ということで、容量ということについては、具体的には把握してございませんけれども、かなりの容量がございまして、区役所の中のほかの手続と一元化できるとか、あとは例えば豊島区でクレジットカードとのリンクを考えているとか、そういうのは聞いてはございますけれども、民間のものにも活用できるとか、さまざまな用途が考えられるということなので、容量的にはかなりのものがあると把握しているところでございます。

○のだて委員

希望者の方はカードを一元化できるということで、万が一、それを一元化した後に、やはりもとに戻したいということもできるのか、伺いたいと思います。

あと、空き部分は具体的にはわからないという話でしたけれども、大体何割ぐらいあいているとか、どのくらい使っているというのがもしわかれば、伺いたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

一旦一元化の申し出をしていただいて一元化をした場合でも、後でご本人が、やはり印鑑登録証を交付してほしいという申し出がある場合は、一元化の利用取消しの届けを出していただいた上で、新たに印鑑登録証をお渡しします。その際は、既に登録しているということで、手数料はいただきません。

空き部分については、まだまだ活用の部分がかなりあるということで、区役所でもまだまだ活用の余地があると思いますので、かなりの空きはあると考えてございます。

○のだて委員

わかりました。もう一つ聞きたいのが、一元化の改正理由のところ、窓口の混雑緩和にもつながるということが書かれておりますけれども、今、窓口が混雑しているというのは、印鑑登録の発行が原因になっているのか、そこを伺いたいと思います。

あと、あわせて、新旧対照表を見ると、カードの一元化をすると、登録内容の変更が代理人はできなくなってしまって、本人しか変更できなくなると私は理解したのですが、その認識が正しいかというところの確認と、ほかに登録者にとって今までとの変更点があれば伺いたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

窓口の混雑緩和につきましては、印鑑証明だけではなくて、住民票の証明発行につきましても、かなり混雑しているところがございますのと、3月・4月の年度末・年度当初はお引越をされる方が多いので、かなり混雑をして、お客様にご迷惑をおかけした部分もございます。そちらについては、今、6月、7月になりましたので、かなり緩和してございますけれども、マイナンバーカードを使ってコンビニで印鑑証明、あと住民票も取れますけれども、そちらをご利用いただくことによって、窓口の混雑の緩和につながるということを考えてございます。昨年度で申しますと、印鑑証明についてコンビニ交付を利用した方が、全体の約4%から5%ぐらいいらっしゃいました。コンビニ交付の実績についてはどんどん伸びていますので、そちらの件数はもっと増えると考えてございまして、窓口の混雑の緩和につながると考えてございます。

あと、登録内容の変更のところ、代理人を認めないということで、第4条のところ、印鑑登録の代理人による申請ができる旨を規定してございますけれども、第9条の2の第3項のところ、1項・2項については印鑑登録証を交付しないで個人番号カードを印鑑登録証とみなすものであるということで、本人の意思を直接慎重に確認する必要があるためこの部分については本人申請に限る旨を規定させていただいたものでございます。

それから、すみません、もう1点。

○本多委員長

もう一度、のだて委員、お願いします。

○のだて委員

登録した内容の変更が代理人ではできなくなるのかということと、ほかに変更点があるかどうかということです。

○提坂戸籍住民課長

登録内容の変更につきましては、今申し上げたとおり、本人申請に限るということでございます。あとは、一元化の手続については大きな変更はございません。

○のだて委員

最後に、印鑑登録原票のほうも伺いたいのですが、パソコンの中で管理されるということになると、セキュリティの問題があると思うのですけれども、サイバー攻撃とか、何らかの形でデータが消えてしまったという場合などへの対応は、どのようになっているのか、また、原票の電子化で区民への影響はあるのかを伺いたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

セキュリティにつきましては、区の委託しているベンダーのほうで24時間、監視システムということを行ってございまして、セキュリティ対策は万全と考えてございます。ダウンした場合も、バックアップのデータを保管しておりますので、その辺の対応も万全になっております。

○のだて委員

バックアップもあるということですが、そのバックアップは、委託している監視システムのところでされているということでしょうか。

○提坂戸籍住民課長

失礼しました。バックアップシステムにつきましては、ベンダーの監視センターというのですが、こちらでも保管してございますし、区でも参照系データというデータをもってございまして、万が一のダウンに備えてございます。

○藤原委員

まず、そもそも論をお伺いしたいのですけれども、欧米ではいろいろな契約だとか、そういうものにサイン等ではないですか。日本は印鑑、実印とか、今日は実印のという形の印鑑条例ですけれども、なぜこう日本は印鑑を重視する文化なのか、教えていただきたいのが1点と、これが一元化されて便利にはなるのでしょうか、簡素化されると思うのですけれども、安全性は改めて担保されるのでしょうかということ。

あともう一つ、印鑑という形でこういうふうに出てくると、私個人は思い出すのは、五反田の目黒川沿いのところで何十億円の大きな詐欺事件がありました。そこで品川区の印鑑登録証明書が使われた。それは結局、今捜査中だと思うのですけれども、改めてその辺のことで、やはり公という意味で印鑑証明等があるわけですから、その辺のセキュリティという形を、ああいう事件があつて、どういうふうに区としては考えているのかということと、あと、わかればですけれども、生活安全担当課長にお伺いしたいのですが、あれはもう新聞等には出てこないのですけれども、今どういう形になっているのか、わかる範囲で教えていただけますか。

○提坂戸籍住民課長

まず、欧米についてはそもそも印鑑という制度がございまして、サインで商取引などが成立するという流れの習慣があつたのかなと考えてございます。日本の場合は東洋の独特の文化ということで、相当以前から、判を押すことによっていろいろな商取引などが成立しているということがございまして、それと、明治時代よりも以前からあつたかと思いますが、明治維新後、明治4年に太政官布告というのがございまして、「諸品売買取引心得方定書」というのがあつて、その中で実印または証文の判こなどを、あらかじめその印影を、身元の町村の事務処理に当たっている庄屋あるいは年寄共方のもと

へ提出しておかなくてはならないという制度がございました。その流れをくんで、各自治体で印鑑登録の制度を実施していて、印鑑を役所に届けていただいて、その登録された印鑑を証明することによって、さまざまな契約書に押してある判と同一の印鑑だということで、ご本人の意思に基づいて間違いなく契約行為を行っているということの裏づけになるということで、日本での潮流になってきたということでございます。

欧米のほうは、印鑑のかわりにサイン証明とか、そういうのがあると聞いてございますけれども、それとは全く違う日本独特の制度と考えております。

あと、一元化になって便利になるということで、まず印鑑登録証を、先ほど申し上げたのですけれども、なくされてしまうケースがあって、そのたびに印鑑登録証の亡失届を出していただいて、改めて新規に登録し直していただかないといけなかったのですけれども、今後の一元化された方については、ご本人がマイナンバーカードを大切に持っていただいて、ご本人の証明書類としても活用できますし、他人に渡さないことによって安全性が担保されると考えてございます。万が一なくした場合は、印鑑登録証に限ったことではないですけれども、個人番号カードを紛失されたということで警察に届けていただくのと、コールセンターがございまして、コールセンターは24時間対応でそういう対応を図っているものでございます。

あと、五反田の事件ということでございますけれども、それは印鑑登録を受けるときに運転免許証とかパスポートなどを十分確認させていただいて、登録をしてございます。

○菅生活安全担当課長

五反田の事件処理の関係でございますけれども、これは警視庁捜査二課が担当しているということ把握しておりますが、捜査の進展状況というのは、私のほうでは把握はしておりません。関係者が多数いるということですので、今後捜査が進展するものと考えております。

○藤原委員

2点、一元化は簡素化になって便利にもなるということで、安全性はきちんと担保されるのかということをお伺いしているのです、そこをはっきりお話していただきたいと思います。

それと、生活安全担当課長。こういう施策が出てきて、簡素化、便利、一元化になるという形にはなっていくのですが、今の担当として、生活安全という意味で、詐欺という意味も含めて、こういう施策に対してどうのお考えか、しないほうがいいのかとか、したほうがいいですねとか、率直に、現場にいた方としてどう思われるか、感想でいいのでお伺いしたいと思っています。

○堤坂戸籍住民課長

安全性の担保でございますけれども、一元化されたマイナンバーカード兼印鑑登録証をお使いになる場合は、4桁の暗証番号を入力していただいて、カードを機械にタッチすることによって確認をして、印鑑証明をお出しするということなので、安全性は確保されていると考えてございます。

あと、紛失した場合は、先ほど申し上げましたけれども、マイナンバーカードのコールセンターと警察に早急に届け出いただきますので、安全性を担保できると考えてございます。

○菅生活安全担当課長

何とも言えないところがあるのですけれども、やはり区の施策として、いろいろなセキュリティに関する施策というのは非常に難しいのかなと感じております。ただ、個人情報にしても、先ほどのセキュリティの関係にしても、絶対漏れない、100%絶対安全とは言い切れない世の中だと思っておりますので、いろいろな施策をやっていただきながら、もちろん利便性との兼ね合いというものもあると思いま

すので、その辺はバランスよくやっていただけるのが一番いいのかなと考えております。

○田中委員

印鑑登録原票の電子化について伺いたいのですが、原票を磁気ディスク化することによって、今カードを持っている方に関して、またそのカードが変わるとか、そういうこともあるのか、それとも今のままで、事務作業上のことが変化するというだけなのかということをお教えください。

○提坂戸籍住民課長

印鑑登録原票の電子化については、あくまでも内部の事務作業を変えるということでございまして、印鑑登録されているお客様の印鑑登録証を変えるとか、そういうことではございません。

○田中委員

個人番号カードと印鑑登録証の一元化についてなのですが、コンビニ交付の利用促進を図ると改正理由に書かれています。先ほど答弁の中で、コンビニ交付が進んでいる状況にあるということだったので、現状をお教えいただきたいのと、さっき安全性の担保のお話があったのですが、4桁の暗証番号を入れることと、24時間のコールセンターがあるので対応もできる、そこら辺で安全性の担保が確保されるというお話だったので、これでは安全性の担保が確保されているとは、何となく言いがたいのではないかなと思って、もう少しそこら辺を詳しく教えていただきたいのですが、お願いします。

○提坂戸籍住民課長

コンビニ交付の状況でございますけれども、今回、一元化ということでお話させていただいておりますが、マイナンバーカードを持っている方で印鑑登録をされている方については、現状でもコンビニで印鑑証明を取ることが可能でございます。昨年度1年間で5,400件ほどの発行実績がございまして、これは先ほど申し上げたのですが、区全体の発行件数の約4%で、平成28年度と比べまして2倍以上の伸びを示しておりますので、今後さらに増えると期待しているところでございます。

あと、安全性、セキュリティの関係でございますけれども、コールセンターのご説明が足りなくて申し訳ございませんでした。24時間365日、コールセンターは稼働してございますけれども、ご本人からの盗難とか紛失のご連絡を受けて、マイナンバーカードそのものの機能停止をそちらで行うことによって、悪用を防止するという形で安全性を担保していると考えてございます。

○大倉委員

確認をさせていただきたいのが、手数料は要らないということだったので、改めて、手数料は要らないということだったかどうかの確認と、電子化するための費用というのがどのくらいかかるのか。あと、今、お話の中で、窓口の混雑緩和とか、区民の利便性の向上というところと、役所では従来の原票の保管スペースの削減であったり、いろいろメリットがあるというところというところ、これを進めていく姿勢というのは、推し進めていって、どのくらいまでこれを広げていきたいというものがあるのかというのを教えてもらいたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

手数料につきましては、新規で印鑑登録をするときには、現在の条例上、50円いただいておりますので、今回の一元化にあたって新たに手数料をいただくということではございません。

コストでございますけれども、コストについては一元化単体ではかかりませんというか、情報推進課で住民情報システムの保守委託という契約を結んでございまして、その一環として、住基のレベルアップ作業が必要ということで、これが大体計算すると、100万円に若干満たない程度の経費でできるだろ

うということでございます。

あと、利便性の向上というか、区の姿勢ということで、今はマイナンバーカードの普及率が、人口に対して約15%弱ぐらいでございますけれども、昨年1年間で約1万件の伸びがございました。今後は1万件、さらに伸ばしたいところでございますけれども、区民の方の4分の1とか5分の1ぐらいの普及率を目指して、その中で印鑑登録している人についても、今後コンビニのご利用をお願いして、窓口の混雑緩和を図っていきたいと考えてございます。

○大倉委員

今後さらに進めていきたいというところかというと、コストもそんなにかからないというところで、一元化取扱窓口というのを、今、ここだけになっていきますけれども、これは今後、このままの数で進めていくのか、それとももう少し、逆に言うと、ここを増やしていくと、かなり費用がかかってしまうのか、利便性というところかというと、区民の利便性というところで、いろいろなところでそういうことができないといけないのかなと思っているので、その辺についての今後の考え方を教えてください。

○提坂戸籍住民課長

現在、区に地域センターが13カ所ございまして、以前はどこの地域センターでも転入とか転出の異動届、印鑑登録、それから住民票とか印鑑証明の発行をしてございましたけれども、事務の見直しを行った結果、転入・転出の異動届と印鑑登録ができる窓口は、先ほど申し上げた6カ所の地域センターに限らせていただいております。今回の一元化も印鑑登録をやっているところに限らせていただくということで、こちらについては今後変更する予定は、今のところ考えてございません。それでも、区内で6カ所、本庁を入れると7カ所ございますので、区民の方の利便性は保たれると考えてございます。

○大倉委員

わかりました。先ほどから安全性の担保というところで、コールセンターに24時間電話してもらえれば、いつでも止められますというところで、コールセンターへの案内とか、その辺はどうやって知ったらいいのでしょうかということをお願いしたい。要は、コールセンターがあるので大丈夫ですといっても、なくしたときに、コールセンターの番号がわからないとか、その対応を知らないとか、安全性というところで担保できないのかな、難しいのかなと思うので、その周知について、どのような点があるか教えてください。

○提坂戸籍住民課長

マイナンバーカードのコールセンターにつきましては、ご本人にマイナンバーカードをお渡しする際に、コールセンターの連絡先とか、その辺も含めてお知らせしているところがございます。それから、区のホームページを見ていただければ、マイナンバーカードのご連絡先とかを示させていただいておりますけれども、今後、コンビニ交付とかマイナンバーカードの普及を図る広報をするときに、その辺もあわせて周知を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺委員

多少、同趣旨になるかと思いますが、1点目の希望者に対して一元化をしていくという中で、導入時にどれぐらい希望者というのを想定されているのか。段階的には、推移を見守りながら移行していくほうが望ましいのか。手間の問題、事務量の問題で、多分そうだと思うのです。その辺のお考えをひとつ教えてください。

もう1個は、大倉委員が今おっしゃられた取扱窓口のセンターのばらつきが、ぱっと見たときに大丈夫なのかと思って、ご説明を聞いていて、そういうものなのかと思ったので、これは興味を含めて、普

通に考えたら、ばらついていたらと思うので、それを補完する形でコンビニがあるから、もう担保できていますと言い切れるのか、その辺のところをもう一度、詳しく教えてください。

○提坂戸籍住民課長

あくまでも今回の一元化は、希望者の方に対してというか、説明をさせていただいた上で、希望される方に対して一元化を行わせていただくもので、どれぐらいの件数が出るかは、正直申し上げて読めないところがあります。最初は月に数件あるかないか程度で、ご本人の考え方にもよりますけれども、2枚持っているよりも1枚持っているほうが集約できていいとお考えの方が増えてくれば、徐々に増えていくのかなと考えてございます。それによってコンビニ交付が促進されて、窓口の混雑緩和が図られると考えてございます。

センターの取扱いについても、先ほど申し上げた6地域センター以外の7地域センターについては、そもそも印鑑登録をするようなメニューというか、その辺の備えがございませんので、今回一元化を図ることによって、新たに印鑑登録をするということになると、コスト的にかかりのものがかかると考えてございまして、その辺は取扱い窓口を広げる考えはございません。安全性の担保につきましても、一元化をするにあたっては本庁の窓口と6地域センターで十分に本人確認を行って、説明をし尽くさせていただいた上でお受けしますので、安全性は担保されると考えてございます。

○渡辺委員

最初のところはわかりました。区民サービスをやってみるということを含めて、まず利便性ありきでやって、推移を見守りながら、おそらく柔軟に対応していくということだと思います。

最後の窓口のところ、いまいち読めなかったのが、今のご答弁の中ではコストありきに聞こえてしまうと、違うなと思ったのです。というのは、そこに書かれている地域センター以外の地域センターに行く人というのは、その経緯中ではいなかったのか。ないに等しいから、一元化していったら縮小してきました。あるいはまた、さっきのコンビニとかも含めて、他の方法を含めて、何か根拠があるから、これだけ絞っていますと。全部でやるとコストの問題があるという、区民サービスもコストありきに聞こえてしまうので、多分そうではないと思うので、その辺を教えてください。

でないと、どの地域センターでも大丈夫ですよと言うほうが、わかりやすさでいったら格段にあるわけで、逆に言うと、ここのない地域センター、例えば荏原第三だったら、ここはほとんど立地的に利用者がいないですよと言い切れるものなのか、そこら辺だと思うのです。仮にコストの問題であれば、すぐ利用者が少ないから、コストという意味ではこの判断をしましたとか、そういうものがあつたほうが、短い説明で済ませたいのです。こういうことには、なぜこうなのか、理由を簡単に言っていたほうが、最もわかりやすい気がします。その点だけ教えてください。

○提坂戸籍住民課長

先ほども申し上げたのですけれども、十数年前に地域センターの事務の見直しを行った際に、住民異動ですとか戸籍とか、納課税証明書の発行とか、いわゆる行政事務と、地域センターは地域事務と両方の事務を行っているわけございまして、その辺のバランスを考えて、13地域センターのうち6カ所だけ、異動届ですとか印鑑登録を行わせていただくという経緯がございまして、その後、6地域センター以外の7地域センターでも印鑑登録をやりたいとか、そういうお問い合わせというのは特に聞いてございませんので、現行の体制で十分対応できると考えてございまして、今回の一元化についてもそのような形で、6地域センターで行わせていただくのは問題ないと考えてございます。

○本多委員長

ほかにかがですか。

○浅野副委員長

今回、印鑑登録証の件ということで、若干聞きそびれたところもあるので、そういうのも教えていただければと思います。これまでは紙媒体で印鑑登録原票を保存していたということですが、今まで多分、事故なく行われてきたと思うのですが、特に気を使われた部分とか、費用がかかった部分とか、そういうものがあれば、少し教えていただければと思います。

○提坂戸籍住民課長

現在の住民登録とか印鑑登録が電算化されたというのは、約30年前でございますけれども、その際、かなりシステムダウンが頻繁に発生したということで、印鑑登録原票についても内容変更があったら、毎日内容を差し替えたりしていることがございまして、その後、システムダウンも頻度が大分減ってきて、毎日の差し替えというのは行ってございませぬけれども、定期的に、例えば区内で住所が変わったとか、お名前が変わったとか、そういうケースについては原票の内容を差し替えたりしているような点がございまして、その辺が、スペースの問題も含めて、かなり課題となってきたところでございます。

それを今回、条例を改正することによって、データで保管しているものを正式に原本ということで定義するという事で、スペースを削減するという事と、その作業を減らすということで、課題を解決していこうと考えているところでございます。

○浅野副委員長

このところがどうだったのかなというのがわからなかったもので、教えていただいたのですけれども、それだけの作業があって、大変な何かをやられてきたということに改めて認識しました。

その中で、光ディスクですか、こちらのものを使うということで、「調製」という、あまり聞きなれない言葉が出ていたので、どういうことかなと思ったのですけれども、今、大体認識はできました。調製するということになりますと、品川区の中にも結構、媒体、ディスクなども持っていると思うのですけれども、そういうものと一緒くたにしてしまうのか、それとも専用の形で情報を保存するのか、混在をしたりとかは多分ないと思うのですけれども、どのような形で対応されていくのか、その安全性についての考え方を教えていただければと思います。

○提坂戸籍住民課長

今回のディスクをもって調製するという事で、あくまでもこれは住民情報システムの中に格納させていただくものでございまして、先ほどもご説明させていただいたのですけれども、データの監視センターで常に24時間365日監視をしていくということと、バックアップ体制も整えているということで、万全と考えてございます。

○浅野副委員長

万全な体制で臨まれているということで、安心できる状況だと思っておりますけれども、品川区内でも23区でも、いろいろと調製というのはどういう形で行われているのか、結構調べてみたのですけれども、条例などを読んでみると、結構早くからやられていたりとか、23区外でも、地方のほうでもこういう形で調製をしているということが出ていたので、品川区の場合は満を持して、今回やっていくというふうにされていると思います。

こういう住民の情報ですとか、そういうことに関しましては、非常に重要な情報ですので、例えば気になるのは、ディスクの老朽化とか、何かの衝撃などで破損するという事も、中には考えられるということで、昔よりは、昔と言ったら怒られてしまいますけれども、随分前よりは、最近は古くなってき

ていると聞いているのですけれども、そこら辺も含めて、区民の中の情報が損失しないような取組みを、さらに進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員

先ほどのご答弁の中で、ほかの委員とのやりとりの中で、マイナンバーの普及率が15%弱というお話を伺ったと思うのですけれども、区内での普及率だったり、ここ何年間の推移とかそういうのは、今もし数字があったら教えていただきたいなと思うのですけれども。

○堤坂戸籍住民課長

5月末でマイナンバーカードをお持ちの方が、約5万6,000人いらっしゃいまして、スタート当初、かなりの右肩上がり伸びておりまして、平成28年度末で三万七、八千人ぐらいの普及がございました。ですから、差し引くと平成29年度1年間と5月末までで、1万数千人の申請があったということで、少しペースは落ちてはいますが、着実にマイナンバーカードの普及は進んでいると考えてございます。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡辺委員

賛成です。

○浅野副委員長

賛成です。

○のだて委員

反対です。マイナンバーのように個人情報を番号によって一元管理する制度は、アメリカでも行われておりますけれども、ほかの国でも行われておりますが、プライバシーの侵害ですとか、詐欺や成り済まし、犯罪にも利用されておりますので、この制度は廃止にこそすべきであって、普及させるべきではないと思います。

また、先ほどのご答弁の中でも、空き容量がかなり余っているというところで、さらなる利用拡大への第一歩であるということで、これについては反対です。

○大倉委員

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○田中委員

印鑑登録原票の電子化については、流れとして賛成したいのですが、個人番号カード、マイナンバーと、印鑑登録証の一元化については、やはり情報漏えいの危険性が高まることなどが考えられることと、生活者ネットワークは個人番号制度に反対をしているため、こちらのほうは反対します。

○本多委員長

それでは、これより第47号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例について、採決いたします。本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○本多委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）

○本多委員長

次に、(2)第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅生活安全担当課長

私から、第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算の特殊詐欺被害防止緊急対策、自動通話録音機の追加購入につきましてご説明させていただきます。

まず、事業目的ですが、高齢者等に対する特殊詐欺の被害防止を図るために、抑止効果が期待できる自動通話録音機を平成30年度も購入して区民に貸与する予定としておりますけれども、区内における被害が前年に比べて大幅に増加しているということから、緊急対策として自動通話録音機を追加購入して、被害の拡大防止を図るものです。

事業内容は、高齢者世帯の自宅固定電話に自動通話録音機を設置することにより、犯人側からの電話がかかってくる場合でも、警告メッセージと録音機能の作動によりまして、犯人側に通話を断念させて被害を未然に防止するものです。実際に都内におきましても、この自動通話録音機を設置した世帯から特殊詐欺に関する被害報告がありませんので、効果があるものと考えられています。

貸与の対象は、区内在住で65歳以上の希望者です。追加台数は500台としております。平成30年度当初予算で500台購入するため、平成30年度の貸与数は合計1,000台となります。貸与窓口としましては、地域活動課のほか、消費者センターや区内各警察署で手続きができます。引き続き、区のホームページや広報紙におきまして、区民への周知を図ってまいります。

事業予算は、歳入としまして、東京都から2分の1の助成がありますので、160万6,000円を見込んでおります。また歳出は、1台当たり6,426円で500台ですので、321万3,000円を見込んでおります。

最後に、被害発生状況についてご説明いたします。本年1月から5月までの5カ月間で、都内では前年同期比約44%増の1,679件発生をしております。被害総額は、前年同期比で約8億2,400万円増加の約36億5,600万円と、大変深刻な状況となっております。また区内では、前年同期比で倍以上となる83件発生をしており、被害総額は約1億6,800万円で、前年同期より約1億円増加しているという状況でございます。

○本多委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

振り込め詐欺などの例は、ずっと気をつけてくださいということで啓発を続けてきていると思うのですが、どうしても、どうして件数や被害額が倍以上になってしまったのか、区の認識を伺いたいと思います。

あと、先ほども、設置したところでは被害がないというお話もありましたが、もう少しほかに、この

自動通話録音機を設置する効果について、あれば伺いたいと思います。

○菅生活安全担当課長

まず、被害増加の要因ということなのですが、これまで高齢者に対して、警察と一緒にいろいろな被害防止の広報ですとか注意喚起といったものを行ってはおりますけれども、全部の高齢者の方にはなかなか情報が行き渡っていないということも、1つの要因かなと思っております。また、犯人側が次から次へといろいろな口実といいますか、手口を変えて高齢者にアプローチしてきているという状況がありまして、それに対して高齢者の方が、なかなか全部が全部、情報が入ってこないということで、そういったことでだまされてしまっていることがあるかと思っております。

それともう一つ、設置する効果ですけれども、これで特殊詐欺を何件防げたかというのは、なかなか検証するのは難しいところがあるのですが、設置した方からは、特殊詐欺以外の、例えば勧誘だとかセールスといった、いわゆる迷惑電話のようなものも、これをつけて全然かかってこなくなってきたという話も聞いておりますので、そういった効果もあるのかなと思っています。また、この自動通話録音機を設置しているということを犯人側が認識することで、この家は防犯意識が高いというか、警戒しているなということを知らしめるという効果もあると考えております。

○のだて委員

情報が行き渡っていないという話もありましたけれども、そのところは区としても、さらに注意喚起をしていただきたいと思っております。手口がいろいろと巧妙化しているというところで、被害をどう防ぐかと考えたときに、まず話をしない、通話をしないというのが、一番重要なと思っておりますので、ぜひこれについては、その対策の一助になると思っておりますので、進めていただきたいと思っております。

○田中委員

今回、補正予算になったのは、都からの補助金が入ってきた時期とか、そういうことで補正になったのかということと、被害発生状況についてなのですが、これは固定電話に限った被害状況の数字なのかということを知りたいです。あと、区内で被害が出ているところの地域性とかはあるのか、もしもわかれば、これも教えてください。

○菅生活安全担当課長

まず、補正予算を組んだ理由としましては、平成28年度の区の当初予算を組んだときから、東京都の補助というのは受けております。今回補正を組んだのは、被害発生件数が急激に、前年に比べまして2倍以上に増えているということで、当初予算の500台では足りないかなということで、補正予算を組んだということでございます。

それと、発生状況なのですが、1月から5月までの83件につきましては、いわゆるオレオレ詐欺だけではなく、架空請求詐欺ですとか、還付金詐欺というのもありまして、必ずしも自宅の固定電話にかかってきた被害というわけではございません。当然、はがきですとかメールといったものでも、あるいは携帯電話に直接電話がかかってくるという場合もありますので、全てが固定電話を経由した被害ということではございません。

地域性ということなのですが、細かい住所とかそういうものは追えませんが、警察署単位でいきますと、品川警察署と大井警察署管内におきまして23件ずつ発生をしております。大崎署管内では8件、それから荏原警察署管内では29件という状況になっているものでございます。

○大倉委員

今、発生の地域性というところで数字が出てきたのですが、効果的な貸与の考え方というのをどうい

うふうに考えているか、どうやって貸していくかというところをお聞かせいただきたいと思うのと、これは多分、前も何かで聞いたときに、500台つくと500台、大体出ていくというところという、この効果があるのであれば、区民の財産が1億6,000万円なくなるというところという、もっと一気にやって、全体でこういうのをやっていますよと徐々に増やしていくというところと、一気にパンとやって増やして、品川区は区民の財産を守るためにここまでやっていますよというアピールをする仕方、守るという観点であると思うのですけれども、その辺の考え方について教えてください。

○菅生活安全担当課長

効果的な貸与方法ということなのですが、これまでも65歳以上の高齢者の希望者ということでございまして、これは各警察署とも連携しながら、設置を促進していくということにしております。また、ひとり暮らしのほうを優先させるかという、必ずしもひとり暮らしの方の被害というわけではございませんので、家族と同居している方でも被害に遭う可能性はあるということですので、例えばひとり暮らしの人を優先してつけるということとはございません。

それと、一気に台数を増やしたほうがいいのかという考え方は、確かにあるかと思えますけれども、これは東京都の予算を使って、補助金を活用するという点でもありますし、また、各警察署とも連携しながら配布をしていくということでもございまして、あと、メーカー側の納期というのも数カ月かかるという状況もございまして、これにつきましては、台数を今回このように区切つてというか、切つて提供するのですけれども、来年、平成31年度につきましては、また予算化をしたいと考えているところでございます。

○大倉委員

それはわかるのですが、本当に区民の財産がこれだけ犯罪に奪われているというところを考えると、納期も当然そうですし、コスト的には非常に効果があるのではないかなと思うのです。納期とか、区の予算がとかいうことではなくて、品川区としてどうやってこの財産を守っていくかということ、効果があるわけですから、今後どうやっていくかというところだけ、最後に教えてもらえれば。

○菅生活安全担当課長

引き続き、特殊詐欺に関しては、先ほどもお話ししましたように、次から次へと犯人側が手口を変えてくるということでございますので、そういった手口を広く区民の方々に広報しながら、注意喚起を図っていきたいと考えております。

また、台数につきましては、増やせれば増やしていきたいと考えておりますけれども、中には電話の回線の問題で、どうしても設置できないご家庭もあつたり、あるいは、いろいろなセキュリティ機器をつけていることで設置できないとか、あるいは、既に迷惑防止機能付きの留守番電話を設置されているご家庭については、特につけなくても十分被害防止を図ることができると考えておりますので、こうしたこともあわせて、広報しながら注意喚起をしていきたいと考えております。

○田中委員

自動通話録音機の周知はどのようにされていたのでしょうか。すみません、そこだけ確認させてください。

○菅生活安全担当課長

区のホームページでも周知をしていましたが、広報紙でも自動通話録音機を入荷次第、また掲載することにしております。

○田中委員

当事者の65歳以上の方たちに、確実にというか、届くような周知方法というのは、どのようにされているのかというのを伺いたくて、ホームページもなかなか開いたりしないのかなとも思うので、どのような工夫がされているのか、そこだけ聞かせてください。

○菅生活安全担当課長

これは各警察署にも配布をするということでございまして、各警察署で実施をしております区の高齢者を対象とした防犯講話といったところでも、紹介をさせていただいておりますし、また、民生委員協議会におきましても、高齢者の見守りをしている委員の方々から高齢者の方にこの紹介をさせていただくということをしております。

○浅野副委員長

昔でいうオレオレ詐欺ということで、実は私がサラリーマンをやっていたときに、家に電話がかかってきて、かなり昔の話です。当時はそういう知識があまりなかった時代だったのですけれども、家族は相当驚いたということで、ほどなく私が戻ってきたので安心したということですが、こういう詐欺事件というのは、いつどこで発生するかわからないなということを感じたところです。

今回の自動通話録音機が追加されるということで、非常に喜ばしいことだと思います。少しでもどうか、少しどころか、このような詐欺事件が発生しないような社会にしていかなければいけないということと、区民の財産を守るという形で、これも同時に進めていかなければならないなと思っています。

ほとんど質問は出てしまったのですが、1点だけお伺いしたいのが、こちらの録音機につきまして、例えばその方が転居したとか、そういう場合もあると思うのですが、このような場合に、形は貸与なので、基本的に自動通話録音機は返却をするものだと考えているのですが、このようなケースについてはどのような対応をされているのか、されていくのか、教えていただければと思います。

○菅生活安全担当課長

転居した場合なのですが、同じ品川区内であれば、特に問題ないかなと思っています。ただ、貸与にした経緯といいますのは、平成27年に東京都が最初にこの自動通話録音機を購入して、各自治体や警察に配布をしたという経緯がございまして、このときから貸与という形にしております。実質的には譲渡のようなものなのですが、ただ、譲渡という形にすると、委員が言われたように、転居するときに、例えば誰かに譲り渡してしまったり、転売したりといった危険性もございまして、貸与ということで、一旦、都内を出られるときにはご返却いただくという形をとっております。

○浅野副委員長

貸与ということなので、確かに戻さなければならないという状況になるかと思うのですが、知らない間に転居した場合、どうしようもないかなと思うのですが、この場合まで追いかけてというのは、転居先がわからない限りは難しいかなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○菅生活安全担当課長

最初に貸与するときに、一応説明書といいますか、取り決めといいますか、他の区に転居するときには返却してくださいということは説明をしておりますので、その辺も、信じるしかないと考えているところでございます。

○藤原委員

これは、私はすばらしい施策だと思っているのですが、1点、貸し出しっ放しが一番よくない

と思っているのです。つまり、相手の方は申請書というか、申込書も書くわけですから、電話番号がわかるわけですから、後日、担当の方が電話1本入れて、このシステムがきちんと使われているか、これは設置イメージだと簡単そうに見えますけれども、高齢者の方がこういう機械類を扱うのが、いろいろ人によって違うと思いますけれども、もしこの機械が置きっ放しとなってしまうたら、一番もったいないではないですか。だから、せめて貸し出した後、1カ月後ぐらいに1回電話を入れて、きちんと稼働しているかという確認はするべきだと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○菅生活安全担当課長

まず、設置の方法というか、やり方なのですから、まさに高齢者の方でも簡単に設置できるような装置ですので、特に問題ないかなと思います。ただ、警察署によりましては、ご自宅まで伺って設置の補助をしたりとか、あるいは地域活動課にも生活安全相談員が配置されていますので、そういう取りつけが心配な方には、ご自宅までお伺いして設置の補助とか説明をするということをしております。

それと、電話の確認ということなのですから、一応、実際に取りつけていただいてから、本当にその機能がきちんと使えるかどうかは、今後対応していきたいと考えております。

○田中委員

すみません、先ほどの質疑にもあったのですが、貸し出して、お引越された場合とかの返却率というか、今どのぐらいきちんと返ってきているのかなというのを確認したいのですが、どうなのでしょう。わかる範囲で教えてください。

○菅生活安全担当課長

返却率ということなのですから、実際に転居によって返却したものだけというのは、統計をとっていませんのでわかりませんが、それよりは、どうしても機器自体の故障とか、そういったもので返却されているというのが、平成29年度の部分でいきますと、大体10台程度返却をされている状況でございます。

○本多委員長

以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡辺委員

賛成です。

○浅野副委員長

賛成です。

○のだて委員

これは被害を防ぐ一助になっていますので、賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○田中委員

賛成します。

○本多委員長

それでは、これより第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。
以上で議案審査を終了いたします。

2 所管事務調査について

○本多委員長

次に、予定表2の所管事務調査についてを議題に供します。

前回の委員会で所管事務調査項目についてご案内をし、各会派から調査項目に係る要望をご提出いただきました。ありがとうございました。それぞれのご意見・ご要望を最大限取り入れようという姿勢で検討させていただき、今年度の当委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付しておりますとおり、「都市型観光について」、「消費者の育成および支援について」、「中小企業支援について」とさせていただきたいと思っております。

都市型観光については、区がこれまでかかわってきた各種イベントの取組み状況を把握し、今後のあり方といった視点で調査・研究ができればと考えております。また、消費者の育成および支援については、特殊詐欺やネットトラブルなどの現況とその対策について調査・研究し、消費者センターの機能のあり方について意見交換をしたいと思っております。最後に、中小企業支援については、区で平成28年度より本格実施している事業承継支援事業について焦点を当て、議論したいと考えております。

ご要望の全てを取り上げることは難しい点をご理解いただき、このような形でご了承いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ありがとうございます。それでは、議案や報告事項等の案件との関係を含め、時期を見ながら、計画的に調査・研究をしていく考えですので、よろしく願いいたします。

なお、早速ではございますが、7月30日の委員会より調査を行ってまいります。理事者にも、種々の資料の準備をお願いすることになるかと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○本多委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、区民委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会となりますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時13分閉会